

鹿児島県長期優良住宅建築等計画等認定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（令和4年鹿児島県規則第4号。以下「細則」という。）に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、規則及び細則に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第6条第1項第1号から第8号に規定する基準をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 住宅型式性能認定 住宅品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。
- (4) 認証型式住宅部分等 住宅品確法第40条第1項の規定による認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。
- (5) 特別評価方法認定 住宅品確法第58条第1項の規定による特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。
- (6) 確認書 住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書をいう。
- (7) 住宅性能評価書 住宅品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。ただし、住宅品確法第6条の2第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。

(居住環境の維持及び向上への配慮等に関する事項)

第3条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されていることの基準は次の各号とし、別表第1に定める協定等に適合するものであること。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に規定する地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2の規定に基づく条例に定められた項目を除き、建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は、形態意匠についての制限に限る。）に原則として適合するものであること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に原則として適合するものであること。
- (3) 建築基準法第69条に規定する建築協定の区域内において、申請建築物が当該協定中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は、形態意匠についての制限

に限る。)に原則として適合するものであること。

(4) 申請建築物が原則として次の区域内にないこと。ただし、当該区域内であっても、長期にわたり立地が想定されることが許可等により認められる場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

2 前項のほか、認定計画申請者は良好な景観の形成に配慮することに努めるものとする。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮等に関する事項)

第3条の2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は次の各号とする。

(1) 申請建築物が原則として次の区域内にないこと。ただし、区域の指定解除がされることが決定している場合等は、この限りでない。

ア 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

イ 土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

ウ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域

エ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

(2) 申請建築物が原則として建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域内にないこと。ただし、次の場合は、この限りでない。

ア 建築基準法施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号)第27条の規定により特定行政庁が建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事の施工により被害をうけるおそれがないと認める場合

イ 薩摩川内市災害危険区域に関する条例(平成23年薩摩川内市条例第26号)第3条第2項の規定により市長の認定を受けた場合

ウ さつま町災害危険区域に関する条例(平成23年さつま町条例第12号)第4条の規定により町長の認定を受けた場合

(認定申請)

第4条 認定申請者は、法第5条第1項から第7項までの規定により認定の申請をしようとする場合は、認定申請書の正本1部及び副本2部に、規則第2条第1項に定める図書を添えたもの(以下「申請書」という。)を別表第2に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。

2 あらかじめ登録住宅性能評価機関が交付する確認書又は住宅性能評価書の交付を受けてい

る場合は、前項の規定に係わらず申請書は正本1部及び副本1部とし、それぞれ確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えたものを知事に提出しなければならない。

- 3 あらかじめ建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けている場合は、当該確認済証及び同条第1項による確認申請書の副本を提示し、申請書との照合を受けるものとする。
- 4 認定申請者は、法第18条第1項の規定による許可が必要となる場合は、あらかじめ建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁と協議しなければならない。
- 5 規則第2条第1項及び第3項により知事が認める図書は、別表第3に掲げるものとする。
- 6 法第5条第1項から第5項までの規定による認定申請は、着工前であれば申請できるものとする。
- 7 知事は、認定申請者に対し認定申請の内容を審査したうえで、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(認定)

第5条 知事は、認定申請の内容が認定基準に適合しているものとして、計画を認定した場合は、規則第6条に定める認定通知書に申請書の副本を添えて、認定申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、計画を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書(別記第1号様式)を認定申請者に通知するものとする。

(確認申請を伴う場合)

第6条 認定申請者は、法第6条第2項の規定による申出を行う場合は、第4条第1項及び第2項の規定による申請書に確認申請書の正本1部及び副本3部を添えたものを、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項による申出」と記入させるものとする。
- 3 知事は、第1項の申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、認定申請者に同条第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を求めるものとする。
- 4 知事は、第1項の申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を要するものであるときは、認定申請書に同条第3項の適合判定通知書又はその写しの提出を求めるものとする。
- 5 知事は、第1項の申出があった場合は、法第6条第3項の規定に基づき、確認申請書の正本1部及び副本3部を建築主事に通知するものとする。
- 6 知事は、認定申請者から第3項又は第4項の規定に基づき提出された適合判定通知書又はその写しを建築主事に送付するものとする。
- 7 建築主事は、第5項による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項の規定に

よる建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証に確認申請書の副本を添えたものを、知事に通知するものとする。

8 建築主事は、前項の場合において、第5項における通知に係る建築物が、第3項及び第4項による適合性判定を要するものである場合は、知事から第6項の送付を受けた場合に限り前項の通知を行うこととする。

9 知事は、第7項の通知を受け認定を行う場合は、認定通知書に認定申請書の副本及び確認申請書の副本を添えたものを、認定申請者に通知するものとする。

(変更認定)

第7条 認定計画実施者は、法第8条第1項、法第9条第1項及び第3項の規定による計画の変更（以下「変更認定」という。）の申請をしようとする場合は、前3条の規定を準用するものとする。

2 認定計画実施者は、法第9条第1項の規定による変更認定を申請しようとする場合は、規則第11条に定める認定申請書に、譲渡の事実を証する書類を添えて提出するものとする。

3 認定計画実施者は、法第9条第3項の規定による変更認定を申請しようとする場合は、規則第13条に定める認定申請書に、管理者等が選任された事実を証する書類を添えて提出するものとする。

4 認定計画実施者は、規則第7条各号の規定による軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（別記第2号様式）を知事へ届け出るものとする。

(地位承継)

第8条 認定計画実施者は、法第10条の規定による地位の承継（以下「地位承継」という。）の承認申請をしようとする場合は、規則第14条に定める承認申請書を別表第2に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。

2 知事は承認申請の内容が適切であるとして承認する場合は、規則第15条に定める承認通知書により通知する。

3 知事は承認申請の内容が適切でないとして承認しない場合は、承認しない旨の通知書（別記第3号様式）により通知する。

(取下届等)

第9条 認定申請者は、認定又は変更認定（以下「認定等」という。）の申請を取り下げようとする場合は、取下届（別記第4号様式）を知事に届け出るものとする。

2 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定による取りやめる旨の申出を行う場合又は細則第6条各号の規定による工事を取りやめ届等を行う場合は、取りやめ届（別記第5号様式）に認定等を受けたことを証する書類を添えて、知事に届け出るものとする。

3 認定計画実施者は、法第6条第2項の規定による申出による認定等を受けた住宅について、認定等に係る住宅の建築を取りやめを届出ようとする場合は、事前に知事と協議するものとする。

(完了届等)

第10条 認定計画実施者は、認定等を受けた住宅の建築が完了した場合は、工事完了報告書（別記第6号様式）を知事へ届け出るものとする。

（報告の徴収）

第11条 知事は、法の施行に必要な場合は、認定計画実施者に対し、長期優良住宅建築等計画等への適合状況等について適合状況報告書（別記第7号様式）の提出による報告を求めることができる。

（改善命令）

第12条 知事は、法第13条各項に基づく命令を行う場合は、認定計画実施者に対し、命令書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（計画認定の取消し）

第13条 知事は、次に掲げる場合には、認定計画実施者に対し、認定取消通知書（別記第9号様式）を交付し認定を取り消すことができる。

- (1) 認定計画実施者が前条に規定する命令に違反した場合。
- (2) 認定計画実施者から第9条第2項の規定による届出の提出があった場合。

（助言及び指導）

第14条 知事は、法の施行に必要な場合は、認定計画実施者に対し、長期優良住宅建築等計画等への適合状況等について助言及び指導を行うことができる。

（台帳の整備）

第15条 知事は、長期優良住宅台帳を整備し、認定等、報告及び届出等の事項を記録しておくなければならない。

（その他）

第16条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

なお、この要領の適用の際現に財団法人鹿児島県住宅・建築総合センターから交付を受けている長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証は、公益財団法人鹿児島県住宅・

建築総合センターが交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証とみなす。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は平成27年6月1日から施行する。

なお、この要領の施行の日の前に知事が受理した申請の取り扱いについては、改正前の要領による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市町村名	協定等の名称
鹿屋市	パークヒルズ鹿屋地区計画
出水市	出水市景観計画
薩摩川内市	薩摩川内市ふるさと景観計画
南さつま市	ハーモニータウン加世田建築協定

別表第2（第4条関係）

区域	申請書提出先
日置市，いちき串木野市，鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課
枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課
阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課
霧島市，始良市，湧水町	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関
鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課
西之表市，熊毛郡（屋久島町を除く。）	熊毛支庁建設部建設課
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課
奄美市，大島郡（徳之島町，天城町及び伊仙町を除く。）	大島支庁建設部建設課
徳之島町，天城町，伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課

注 薩摩川内市，霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては，建築基準法施行令第148条第1項第1号を除く。

別表第3（第4条関係）

事 項	規則第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書	規則第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書
法第6条第1項第3号の居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書	
法第6条第1項第4号の自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書	
住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅	住宅型式性能認定書の写し	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し	
住宅を増築又は改築して長期使用構造等とする場合又は既存住宅において長期使用構造等に該当すると認められる場合	法適合確認書（別記第10号様式）	
法第18条第1項の規定による許可が必要となる場合	当該許可について特定行政庁と協議を行った旨の書面	

別記第1号様式（第5条関係）

認定しない旨の通知書

〇〇第 号
年 月 日

(申請者) 様

鹿児島県知事 印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 申請に係る住宅の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第2号様式（第7条関係）

軽微な変更届

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条の規定により軽微な変更を届け 出ます。		
		年 月 日
鹿児島県知事 殿		認定計画実施者 住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
併 願	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
軽 微 な 変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
受 付 欄		決 裁 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第3号様式（第8条関係）

承認しない旨の通知書

〇〇第 号
年 月 日

(申請者) 様

鹿児島県知事 印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 長期優良住宅建築等計画等の認定番号	
4 認定に係る住宅の位置	
5 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第9条関係）

取 下 届

<p>下記のとおり長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請を取り下げたいので届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名</p>		
申 請 年 月 日	年 月 日	
確 認 の 有 無		
申請に係る住宅の位置		
取 り 下 げ 理 由		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第5号様式（第9条関係）

取りやめ届

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定により、さきに認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の（建築工事，維持保全）を取りやめたいので認定通知書を添えて申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">認定計画実施者 住所 氏名</p>		
認 定 番 号		
認 定 年 月 日		年 月 日
併 願	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
<p>取りやめる理由</p>		
受 付 欄		決 裁 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第6号様式（第10条関係）

工事完了報告書

さきに認定を受けた長期優良住宅建築等計画の建築工事が完了しましたので次のとおり報告します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 鹿児島県知事 殿 <div style="text-align: right;">認定計画実施者 住所 氏名</div>		
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
併 願	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
完 了 の 確 認 を し た 建 築 士 等	資 格	() 建築士 () 登録第 号
	住 所	
	氏 名	
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	所 在 地	
	確認した内容	
工事中の軽微な変更		
工 事 完 了 日 年 月 日		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第7号様式（第11条関係）

適合状況報告書

さきに認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の（建築工事，維持保全）の状況について次のとおり報告します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

認定計画実施者 住所
氏名

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
併 願	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る住宅の位置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事 ・ 維持保全 <p style="text-align: center;">の 状 況</p>		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

改善命令書

〇〇第 号
年 月 日

（認定計画実施者） 様

鹿児島県知事 印

下記の長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条（第1項、第2項、第3項）の規定により改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る住宅の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第9号様式（第13条関係）

認定取り消し通知書

〇〇第 号
年 月 日

（認定計画実施者） 様

鹿児島県知事 印

下記の長期優良住宅建築等計画等について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。
これにより認定通知書は効力を失います。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る住宅の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第10号様式（別表第3関係）

法適合確認書

作成者	資格	() 建築士 () 登録 第 () 号
	氏名	
	建築士事務所	() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

1 工事・申請の履歴

新築時	確認済証	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明	
	検査済証	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明	
敷地内建築物の増改築等の履歴	<input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> あり	直近工事内容	
		確認済証	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明 <input type="checkbox"/> 不要
		検査済証	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日 第 号) <input type="checkbox"/> なし・不明 <input type="checkbox"/> 不要

2 工事・申請の履歴

現況の建築基準法及び関係規定適合確認概要	① 単体規定	敷地の衛生安全	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合の内容 (関係条項と基準時)	
		構造安全性	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
		不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)
		防火避難規定	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
	不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)	
	その他	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない	
	不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)	
	② 集団規定		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない
不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)		
③ 建築基準関係規定		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 適合確認できない	
不適格・不適合条項 (関係条項と基準時)	(関係条項と基準時)		
既存不適格または不適合規定に関する改善計画	工事内容		
	特定行政庁との協議	年 月 日	

上記の内容について説明を受けました

年 月 日

建築主 住所
氏名